



農業委員会法改正に伴う

# 農業委員会が 新しくスタート



農業委員は今まで、公職選挙法に基づき選挙で選ばれてきましたが、平成28年4月の農業委員会法改正で、公選制から市長の任命制に変わり、今回新たに農業委員として14人が任命されました。また、農地利用最適化推進委員12人を農業委員会会長が担当地区を定めて委嘱することになりました。

そして、農業委員会の業務として農地転用

許可などの許認可業務のほかに、「農地利用の最適化推進業務」が新たに加わりました。具体的には、▼担い手への農地の集積・集約化 ▼耕作放棄地の発生防止・解消 ▼新規参入の促進などを、農業委員と推進委員とで地域一帯となつて進めていきます。

☎ 農業委員会事務局 63・7665

農地利用最適化推進委員 12人

- 名張 寺嶋 信二 (朝日町)
- 蔵持 橋本 宜久 (蔵持町原出)
- 薦原 杉田 良信 (西田原)
- 美旗 柳島 和明 (小波田)
- 雪岡 清隆 (東田原)
- 錦生 森岡 正巳 (安部田)
- 赤目 渊矢 健二 (赤目町檀)
- 瀧野 矢助 (赤目町柏原)
- 箕曲 栗田 隆之 (夏見)
- 比奈知 増田 周一 (上比奈知)
- 稲森 達也 (下比奈知)
- 国津 木下 幹雄 (長瀬)

農業委員 14人

- 松本 征男 (南町)
- ◎ 山崎 祥生 (下三谷)
- 福廣 博敏 (薦生)
- 堀川 秀昭 (新田)
- 中崎 正績 (美旗中村)
- 高波 秀彦 (美旗中村)
- 北森 幹彦 (井手)
- 山村 英良 (矢川)
- 山崎 昭子 (黒田)
- 福嶋 一広 (赤目町一ノ井)
- 富永 尚義 (瀬古口)
- 上嶋 章司 (滝之原)
- 藪井 喜己 (神屋)
- 藤井 良信 (桔梗が丘5)

※各委員の任期は、平成29年7月から3年間

市内で農業に取り組む若き担い手を紹介します。



大阪から移住して  
こだわりトマトが収穫できました

北島 芙有子さん  
24歳 (梅が丘南)

名張で就農! トマトを栽培

大学在学中、岡山県で1ヵ月間住み込みをしながらトマト収穫のバイトを体験したことがきっかけで、もっとこだわりの農業をしたいと思うようになりました。そこで、梅が丘に住む祖父母に農業がしたいと相談すると、短野に住む農家の方を紹介され意気投合。大阪から名張への移住を決め、ハウスで1年間研修を重ねて、今年から本格的に1人で栽培をはじめました。

5アールのハウスで、1200本ある「みそら」という品種のトマトの苗木を育てています。おいしいものを作るために、納豆菌・乳酸菌の有機肥料やもみ殻を発酵させて肥料にするなどしています。収穫したトマトは、その苗木1本ごとに味が違うのでとても奥が深いです。

若い人たちが農業をしたいと思えるように

収穫したトマトは、スーパーや地場産市場、直接地域を回って移動販売もしています。「おいしいから待っていたのよ」と直接声を聞くことも励みになります。名張は、自然もあるのに田舎過ぎず、人との距離が近いところで農業ができます。若い人が農業をしたいと思えるように、私自身も成功して、農業を盛り上げたいです。



農業施策の課題について、市へ意見書を提出

農業委員会は7月14日、農業の課題を解消するため、「名張市の農業施策に関する意見書」を亀井市長に提出しました。



農業に対する課題として、農地の集約や耕作放棄地の発生防止や新たな担い手育成などの「農地利用の最適化」、「鳥獣害対策」、「農業振興地域内農地の抜本的見直し」、「「なばり農業」確立のための事業化、予算化」などの4項目の取り組みを市に要望しました。

平成29年 農作業賃金の協定基準

種別	単位	協定基準額(円)	備考	
一般作業(稲刈含む)	1日	8,000	労働時間は1日8時間(実働)を基準とする	
畦畔草刈	1時間	1,200~1,500	ほ場や畦畔の状況により加減 刈払いのみ(機械・燃料含む)	
稲刈	バインダー	10a	10,000	ひも持ちとする(はさ掛け作業は別途)
	コンバイン	10a	21,000	
ハーベスタ	10a	10,000		
乾燥	はさ掛け	60kg	500	くず米を含む総重量当たりとする
	生脱	60kg	1,500	
初摺	60kg	700		
色彩選別機	玄米 30kg	500		

(注) 1. 稲刈の各作業は、ほ場条件により決定する。  
2. 遠距離作業については、作業機等の輸送費を別途加算する。  
3. 初、玄米の輸送費を別途加算する。  
4. オペレーター賃金は時間当たり2,000円、補助作業員賃金は一般作業に準ずる。  
5. この賃金料金は、すべて并当持参とする。  
6. 上記金額には消費税は含まない。  
※ この協定基準額は1枚10a以上のほ場整備された整形のほ場を目安として決めましたので、実施にあたっては双方話し合いにより決定してください。